

検討会における主な意見

(1) 表示義務対象範囲

① 表示義務対象品目

- ・組換えDNA等が残存しない加工食品にまで義務表示対象の範囲を拡大すると、表示の事後検証ができないため、偽装表示を招きかねず、消費者にとってむしろ不利益が生じる可能性がある。
- ・輸入される原材料や加工食品が増えている中で社会的検証のみによる表示の信頼性確保は困難だと思う。
- ・現行制度の維持では誤認するおそれを払拭できないため、解決策について議論すべき。
- ・義務表示対象でない品目であっても、例えばガイドラインなどで任意での情報提供を促す仕組みを構築してはどうか。
- ・現在、表示義務対象でない品目についても、再現性ある組換えDNA等の検査法が確立されれば、表示義務対象品目とすべき。
- ・社会的検証しかできない食品に表示を義務付けるのは、公平性に欠けるのではないか。
- ・遺伝子組換え農産物を使っているか使っていないか、それを知りたいという消費者のニーズを大切に、組換えDNAが検出されない加工食品（食用油、醤油、異性化糖など）についても、できるのであれば、表示を拡大してはどうか。

② 表示義務対象原材料の範囲

- ・表示可能面積に限りがあるため、表示義務対象原材料の範囲の拡大は難しい。
- ・表示義務対象原材料の範囲を拡大するとアレルギーなど安全性に係る情報が隠れてしまうことになる。
- ・表示義務対象原材料の範囲を拡大すべき。

(2) 表示方法

① 「遺伝子組換え不分別」の表示方法

- ・「遺伝子組換え不分別」の区分を廃止し、分別生産流通管理の実施の有無にかかわらず「遺伝子組換え」と表示することについては慎重に議論する必要がある。
- ・遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を厳密に分別生産流通管理す

- ることは困難であるため、「遺伝子組換え不分別」の区分は必要。
- ・ 現行の表示制度は分別管理の実施の有無で表示方法を規定しているため、「遺伝子組換え不分別」の区分は必要。
 - ・ 「遺伝子組換え不分別」の区分を残すのは良いが、表現は分かりやすいものにすべき。
 - ・ 「遺伝子組換え不分別」という入っているかどうか分からない旨を表示することは本当に妥当なのか。「遺伝子組換え不分別」の区分を廃止してもいいと思う。
 - ・ 「遺伝子組換え不分別」の枠組みを廃止しても、「遺伝子組換え（分別）」、「遺伝子組換え（不分別）」という表示を用いれば、流通実態を反映した表現となるのではないか。
 - ・ 消費者庁は事業者や消費者から幅広く意見を聞いて分かりやすい表示内容をQ&A等で示すべき。
 - ・ 「遺伝子組換え不分別」の説明文を付記することが最も有効ではないか。
 - ・ 「遺伝子組換え不分別」は遺伝子組換え農産物が含まれているかどうか分からないので丁寧な表示ではない。

② 「遺伝子組換えでない」の表示方法

- ・ 意図せざる混入率の基準をできるだけ引き下げてほしい。
- ・ 意図せざる混入率の基準を引き下げると、検査に係る作業量やコストが非常に増大する。
- ・ 意図せざる混入率の基準を引き下げると、コストの増加等の理由から非遺伝子組換え農産物の安定供給ができなくなる。
- ・ 監視において実行可能な定量検査法が確立しなければ、制度として成り立たないのではないか。
- ・ 「遺伝子組換えでない」表示の基準は検出限界に近い値とすべき。表示と中身が一致していないと誤認を与える。
- ・ 消費者への情報提供の観点から意図せざる混入率は0%であるべきだが、分別生産流通管理を行っている事業者に配慮し、分別生産流通管理を行った旨を表示できるようにすべき。
- ・ 消費者が「遺伝子組換えでない」を「入っていない」と認識しているのであれば基準を引き下げるべき。
- ・ 「遺伝子組換えでない」表示の基準を引き下げた場合に監視が可能であるか整理する必要がある。